

令和6年度

福岡市・水道局・交通局
競争入札参加資格審査申請要領

(追加申請)

《物品購入・リース》

物品購入(販売)・・・市に対して物品の販売を希望する場合

リース・・・市に対して物品の貸与を希望する場合

受付期間

令和6年1月15日(月)から

令和6年2月16日(金)まで

福岡市に申請した方は水道局及び交通局にも
申請したことになります。

注意

複数の区分(①工事・製造、②委託、③物品購入・リース、④物品売払)を
申請する場合は、それぞれ申請が必要です。

名簿登録を申請される事業者の皆さまへのお願い

福岡市では、SDGsの理念を踏まえながら、持続可能な都市づくり、脱炭素社会の実現に向けて、積極的に取組みを進めています。

このため、事業者の皆さまも、環境負荷（エネルギー使用量/二酸化炭素排出量/廃棄物排出量/水使用量 など）の現状を把握し、以下の取組み例を参考に、自社の実態に応じて行動目標を立て、環境に配慮した積極的な行動をお願いします。

<環境配慮の取組み(例)>

1. 脱炭素経営への移行

- ・温室効果ガス排出削減に関する目標・計画の策定、その内容や取組み状況の公表
- ・原材料などの調達、輸送、販売に至るサプライチェーン全体での、取引企業と連携した温室効果ガス排出削減の取組み

2. 省エネルギー・省資源化

- ・OA 機器の省エネ設定、冷蔵庫・電気温水器・洗浄便座の温度設定の見直し、クールビズ・ウォームビズによる冷暖房の使用抑制など、エネルギーの効率的な利用を推進
- ・会議の時間短縮や、ペーパーレス化の推進
- ・断熱改修や、空調等機器の入れ替え時に省エネ性能の高い製品を選択

3. 再生可能エネルギーの導入・利用

- ・自家消費型の太陽光発電システムの導入、再生可能エネルギー由来の電力の利用

4. 移動に関する温室効果ガスの排出抑制

- ・電気自動車等の電動車への更新・買い替え
- ・公共交通機関や自転車、徒歩による移動、カーシェアリング等の活用
- ・オンライン会議システムの活用

5. 廃棄物等の排出抑制、リサイクル、適正処理

- ・分別廃棄の徹底
- ・古新聞や雑がみ等の古紙分別・リサイクル
- ・会議等におけるペットボトル・ワンウェイプラスチックカップの利用禁止
- ・社員のマイバッグやマイボトルの利用を推進
- ・食べ残しや食品残渣などを再資源化

6. 生物多様性の保全

- ・生物多様性に配慮した認証ラベル（FSC 等）製品の取り扱い推進
- ・地産品の優先調達
- ・企業緑地における希少種の保全や、開発行為における生態系への配慮

7. その他

- ・福岡市環境配慮指針を活用し、環境に配慮した開発事業等の実施
- ・エコアクション 21 又は ISO14001 など、環境経営に関する認証を取得
- ・自社のウェブサイト上で環境配慮の取組みに関する情報を提供
- ・環境に配慮された製品の購入や基準を指定した発注（グリーン購入）の推進
- ・地域の環境活動への積極的な参加
- ・取引先を選定する際の基準として二酸化炭素排出量や環境配慮の取組みを勘案

※この取組みは、名簿登録の条件ではありません。

■問い合わせ先

環境局環境政策課(092-733-5381)



目 次

はじめに	1 ページ
競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ	2 ページ
1 競争入札参加者に必要な資格	5 ページ
(1) 競争入札参加者に必要な資格	
(2) 競争入札に参加するために必要な資格	
(3) 暴力団排除策の強化について	
2 申請区分業種	7 ページ
3 申請に必要な書類	8 ページ
(1) インターネット申請までに準備するもの	
(2) その他	
(3) 提出書類チェックリスト (物品購入・リース)	
4 継続申請者の変更届について	23 ページ
5 インターネット申請の入力内容	23 ページ
6 申請に必要な書類の提出について	24 ページ
(1) 提出方法	
(2) 提出にあたっての注意点	
7 補正手続きについて	25 ページ
8 競争入札参加資格の認定及び公表	26 ページ
9 競争入札参加資格の有効期間	26 ページ
10 登録 (申請) 内容の変更について	27 ページ
11 お問い合わせについて	27 ページ
別表 申請区分業種分類表 (物品購入・リース)	28 ページ

はじめに

本書は、令和6年度 福岡市・水道局・交通局競争入札参加資格審査申請において「物品購入・リース」を希望する方を対象とした要領です。

本書に基づく申請により、競争入札参加資格の認定を受け「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」（通称「登録業者名簿」）に登載された方は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間に公告または指名がなされる入札について、参加資格を有します。

申請から登録完了までの流れは2～4頁のとおりです。

（※なお、令和5年は2023年、令和6年は2024年、令和7年は2025年と同義とします。）



追加申請における注意事項について

令和5年8月1日現在、福岡市競争入札有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載されていない申請区分（※）について申請することができます。



注意：すでに名簿登載されている申請区分の業種や希望順位などを追加・変更することはできません。

※ 申請区分とは

「物品購入・リース」、「物品売払」、「工事・製造」、「委託」の区分をいう。

対象となる追加申請

- 令和5年8月1日現在の登録業者名簿において、すべての申請区分に登載されていない方の申請
⇒ 本要領において「新規申請」という。
- 令和5年8月1日現在の登録業者名簿に登載されている方のうち、名簿登載されていない申請区分の申請

（例）「工事・製造」に名簿登載されている方は、「委託」「物品購入・リース」「物品売払」に申請することができます。

⇒ 本要領において「継続申請」という。

競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ

第1 事前準備

1 入札参加資格を確認してください。 → 5～6頁

▼ 官公需適格組合の証明を受けている組合で、官公需適格組合特例措置を希望する方は、申請の前に財政局契約監理課管理係（Tel.092-711-4181）へお申し出ください。

2 希望する申請区分業種を巻末の別表「申請区分業種分類表(物品購入・リース)」で確認してください。

→ 7頁、28～32頁(別表)

▼ 申請区分業種は、申請受理後に変更することができませんので事前に十分ご確認ください。



○ 申請できる区分について

令和5年8月1日現在、「登録業者名簿（物品購入・リース）」に登録されていない方が追加申請できます。

すでに「物品購入・リース」の名簿に登録されている方は、申請区分業種や希望順位等の内容の追加・変更はできません。

3 申請に必要な書類を確認してください。 → 8～22頁

証明書等事前に準備できる書類は、インターネット申請前までに揃えてください。

▼ インターネット申請の登録内容と同一のものを用意してください。インターネット申請までに変更の予定がある方は、変更後の内容で準備してください。

4 継続申請者（令和5年8月1日現在、競争入札有資格者名簿に登録されている方）で登録内容に変更がある方は、先に変更届を提出してください。

▼ 認定後に申請内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに「変更届」を提出してください。また、競争入札参加者に必要な資格のいずれかに該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

5

「システム操作マニュアル《物品購入・リース》」をダウンロードしてください。

- ▼ 福岡市契約情報のホームページからダウンロードしてください。
「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」→「申請手続き(「こちらから」をクリック)」→「申請要領・システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」

第2 インターネット申請・必要書類の提出

6

下記 URL より申請内容を入力し、必要書類を提出してください。

※ 5 でダウンロードした「システム操作マニュアル《物品購入・リース》」を十分にご確認のうえ作業を進めてください。

→ インターネット申請の入力内容:23頁

→ 提出書類一覧:9頁 提出方法:24頁

《インターネット申請URL》(物品購入・リース)

▼ <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/01.html>

「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」→「申請手続き(インターネット申請)の(「こちらから」をクリック)」→「競争入札参加資格審査申請インターネット受付画面を開く」からログインしてください。

なお、申請入力可能となるのは1月15日(月)からです。

それ以前は変更届のみ入力可能です。

《申請受付期間》(物品購入・リース)

令和6年1月15日(月)

～令和6年2月16日(金)

【入力時間】 9:00～23:00 (土・日・祝日も入力可)

ただし、最終日 令和6年2月16日(金)は、17:00まで

【問い合わせ時間】 9:00～12:00/13:00～17:30

(問い合わせは平日のみ。土・日・祝日は除く)

【問い合わせ先】 インターネット申請システムヘルプデスク(操作方法等)

TEL 092-718-1610

▼補正のない方についてはこの段階で申請手続終了です。→第4 受付・認定結果通知へ

第3 補正手続

7

入力データ・提出書類の確認後、申請内容や書類に不備や不足があるため受理できない場合は「補正願い」のメールをお送りします。「補正願い」のメールが届いたら、直ちにインターネット申請にログインして補正内容を確認し、必要な補正処理を行ってください。

→ 25頁

なお、下記期限までに補正処理が完了しない場合は受理できませんのでご注意ください。

《不足・不備がある場合の補正最終期限》（物品購入・リース）

【インターネット補正最終期限】令和6年4月15日（月）17：00まで

第4 受付・認定結果通知

8

7

まで完了したら申請手続きは終了です。申請が受理されると、「受理のお知らせ」のメールが届き、インターネット申請の申請／審査状況は「受理済」と表示されます。令和6年8月1日付で資格認定を行います。

→ 26頁

1 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加者に必要な資格

競争入札に参加するために必要な資格は下記(2)のとおりです。

なお、本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類若しくは資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記入をした者、重要な事実について記入しなかった者、不正な手段により競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者及び経営状況が著しく不健全であること又は競争入札参加者としてふさわしくない事実が審査の過程等で判明した者については、不認定又は認定の取り消しを行うことがあります。本市への競争入札参加資格審査申請を行う方についてはこのことを承諾したものとして審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

- ア. 地方自治法施行令第167条の4【参考1】に該当する者でないこと。
- イ. 福岡市競争入札参加停止等措置要領(別表第3)【参考2】に該当する者でないこと。
- ウ. 福岡市税を滞納していない者(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている者を含む。)であること。
- エ. 消費税及び地方消費税を滞納していない者(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税猶予を受けている者を含む。)であること。
- オ. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ. 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。

(3) 暴力団排除策の強化について

本市では、福岡市暴力団排除条例の施行に伴い、公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。

その一環として、競争入札参加資格審査申請時に、代表者(個人事業主を含む)、役員(※注1)及び支店等に委任する場合の支店長等(以下「代表者等」という。)の氏名、氏名のフリガナ、生年月日を入力していただきます。(※注2)。

インターネット申請時に入力もれがないよう確認してください。また、申請及び認定後に代表者等に変更が生じた場合は、変更した代表者等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日について変更届を提出してください。

※注1 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう(監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。)

※注2 代表者(個人事業主を含む)、役員及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名、氏名のフリガナ、生年月日は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。なお、代表者の役職・氏名及び支店等に委任する場合の支店長等の役職・氏名は本市ホームページで業者情報として公表します。

【参考1】地方自治法施行令

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※注3）
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※注3 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考2】福岡市競争入札参加停止等措置要領

別表第3 入札参加資格の取り消し基準

措 置 要 件
1 役員等（役員等として登記又は本市若しくは関係機関に届出がされていないが、経営に事実上参加している者を含む。）が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
2 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。)
ア 暴力団等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき
イ 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき
ウ 暴力団等であること又は構成員等が経営に事実上参加していることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき
エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき
オ 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等を利用したとき、又は暴力団等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき
カ 役員等又は使用人が、暴力団等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき

2 申請区分業種

申請区分業種は、28～32頁別表「申請区分業種分類表（物品購入・リース）」のとおりです。同表を参照し、希望する申請区分業種を申請してください。（1位から3位まで申請することができます。）

同表に記載のない業種・品目は、本要領に基づく申請は必要ありません。

<注意事項>

- **申請受理後は申請区分業種の変更・追加や希望順位の入れ替えはできませんので、十分確認のうえ申請してください。（今回の登録の有効期限令和7年7月31日まで変更できません。）**
- 指名競争入札については、**福岡市、水道局又は交通局の指名基準**に基づき入札参加者の選定を行います。入札参加資格の認定を受けても必ずしも指名があるとは限りません。
- **以前の別表と異なる場合がありますので、必ず今回の別表で確認してください。**

▼ 下記の申請区分業種を希望する方は、官公庁への届け・許可・免許等の写しを必ず提出してください。

申請区分業種	届け・許可・免許等
石油	石油販売業開始届、揮発油販売業者登録
ガス、雑燃料	液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス販売事業届
電力	小売電気事業登録(経済産業省通知)
自動車修理	指定自動車整備事業指定、自動車分解整備事業証認
医療用機械器具 レントゲン機械器具	医療機器製造販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可、 管理医療機器販売届
医薬・衛生材料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許
工業用薬品	高圧ガス販売事業届、毒物劇物販売業登録
理化学機械器具(試薬)	毒物劇物販売業登録
農薬	毒物劇物販売業登録、農薬販売届

※有効期限がある許可等については、その期限が競争入札参加資格(令和7年7月31日まで)の途中で満了した場合には、直ちに新たな許可書等の写しを福岡市財政局契約課へ提出してください。

3 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下のとおりです。注意事項に留意し、作成、提出してください。
様式は、次からダウンロードしてください。

「福岡市契約情報ホームページ」 → 「資格審査申請」 → 「申請手続き（「こちらから」をクリック）」 → 「申請要領・システム操作マニュアル・様式」 → 「物品購入・リース」
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html>

<注意事項>

- 提出書類の記載に使用する言語は日本語とし、明確に記入してください。
- 10～22頁の注意、記載例を確認し、正確に記入してください。
- 申請受理後の提出書類の差替えはできません。

(1) インターネット申請までに準備するもの

インターネット申請内容と同一内容になるように、最新のを準備してください。

- ▼ **使用印鑑届（物品購入・リース）** ⇒ 10頁（様式1）
ア 本市との取引に使用する印鑑を届け出るもの
- ▼ **各公的機関発行の証明書等（令和5年12月1日以降発行のもの）** ⇒ 11～12頁
イ 登記事項（全部）証明書〈法人の場合〉
ウ 身分証明書〈個人の場合〉
エ 消費税及び地方消費税納税証明書
オ 福岡市税の徴収金滞納状況照会用〈個人の場合〉（様式2）
- ▼ **その他の書類** ⇒ 13～17頁
カ 直近2年分の財務諸表〈法人の場合〉（個人の場合は様式3）
財務諸表を提出できない場合は、その理由書を提出すること（様式4）
キ 主要取扱商品一覧表（様式5）
ク 届け・許可・免許等状況表及び給油用船舶の保有状況調書（様式6）
- ▼ **業者調書等** ⇒ 18～22頁
ケ 印刷業者調書（様式7）
コ 自動車修理業者調書（様式8）
サ 【水道局】水道資材業者調書
シ 【交通局】鉄道資材納入実績主要取扱商品一覧表

(2) その他

- ▼ **組合員等名簿** ※該当者のみ
ス 組合員等名簿の写し
事業協同組合など各種組合等として申請する場合

(3) 提出書類チェックリスト (物品購入・リース)

※ このリストは提出の必要はありません

記号	提出書類	法人	個人	チェックポイント 詳細は10～22番をご覧ください
ア	使用印鑑届 (様式1)	○	○	□印影は鮮明か □10番の注意事項を確認済か
イ	登記事項 (全部事項) 証明書	○	—	□証明書の発行日は 令和5年12月1日以降か □登記事項証明書は全部事項か
ウ	身分証明書	—	○	
エ	消費税及び地方消費税 納税証明書	○	○	
オ	福岡市税の徴収金滞納状況 照会用 (様式2)	—	○	□提出は <u>個人事業主のみ</u> 11番参照
カ	直近2年分の財務諸表	○	○ 様式3	□直近2年分あるか □提出できない場合は、理由書(様式4)を 作成しているか □個人は様式3に、必要事項を漏れなく 記入しているか
キ	主要取扱商品一覧表 (様式5)	○ 印刷を 除く	○ 印刷を 除く	提出は印刷を除くすべての申請業種
ク	届け・許可・免許等状況表 及び給油用船舶の保有状況調 書(様式6)	△	△	提出は該当者のみ □許可は有効期限内か □申請業種に必要な許可があるか □証明書を提出する場合の発行日は 令和5年12月1日以降か
ケ	印刷業者調書 (様式7)	△	△	提出は該当者のみ □必要事項は漏れなく記載しているか □19～22番のとおり作成しているか
コ	自動車修理業者調書 (様式8)			
サ	【水道局】 水道資材業者調書			
シ	【交通局】鉄道資材納入実績 主要取扱商品一覧表			
ス	組合員等名簿	△	—	事業協同組合など各種組合等として申請 する場合は、組合員等名簿

○全員 △該当者

使用印鑑届（様式1）

- ▼ 本市との取引に使用する印鑑を届けていただくものです。
令和7年度以降も継続して申請される方は、今回提出される使用印鑑届を継続して使用します。
- ▼ 使用する印鑑についての注意事項は次のとおりです。
 - ① 法人の場合はできるだけ商号と役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印（会社名のみ印）は使用できません。
 - ② 地場外の法人で本市との取引を支店長等の代理人に行わせる場合は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑としてください。
 - ③ 個人の場合は代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印は使用できません。
 - ④ 使用印鑑は実印でなくても差し支えありません。

使用印鑑届（物品購

（あて先）
福岡市長
福岡市水道事業管理者
福岡市交通事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者役職名・氏名
業者番号

・業者名（本社の商号又は名称）、代表者役職名・氏名及び所在地を記入してください。
・新規申請者は業者番号の記入は不要です。
ただし、令和5年8月1日現在の登録業者名簿において「物品売払」、「工事・製造」、「委託」の登録がある場合はその業者番号を記入してください。

貴市の令和6年度競争入札参加資格審査申請にあたり、当社（私）は下記の印鑑を使用印鑑として届け出ます。

記



鮮明に押印してください。

※不鮮明な場合は受付できません。
なお、上記②地場外の法人で代理人を定める場合は、代理人の印を押印してください。

各公的機関発行の証明書等

【イ・ウ・エ・オ】

- ▼ 令和5年12月1日以降に発行されたものを提出してください（写し可）。
- ▼ 上記以前に発行されたものや、下記内容と異なるものは受付できませんので、ご注意ください。

記号	提出書類	説明
イ	<法人の場合> 登記事項(全部) 証明書	<input type="checkbox"/> 法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」 <input type="checkbox"/> 役員全員の名前が記載されていることを確認してください。 ＊一般財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」によるものは受付できません。
ウ	<個人の場合> 身分証明書	<input type="checkbox"/> 本籍地の市区町村発行の身分証明書 <input type="checkbox"/> 外国人の方は、住民登録している市区町村発行の住民票
エ	消費税及び 地方消費税 納税証明書	<input type="checkbox"/> 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 <input type="checkbox"/> 証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください。 （「その3の2」「その3の3」でも可）⇒見本：12頁 <input type="checkbox"/> 申請手続きは国税庁ホームページ 「納税証明書の交付請求手続」をご覧ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm ◆新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている方 <input type="checkbox"/> 「納税の猶予許可通知書」「納税証明書（その1）」「換価の猶予許可通知書」等の納税猶予を受けていることが確認できる書類。

【福岡市税を滞納していないことの確認について】

福岡市の内部照会にて福岡市税を滞納していないことの確認を行いますので、証明書の提出は不要です。

ただし、内部照会（令和6年1月23日から令和6年3月11日に実施）にて滞納があった場合は、補正最終期限（令和6年4月15日（月）17：00）までに「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」を提出してください。（該当する場合は、インターネット申請にて補正指示をします。）

個人事業主の方は、滞納がないことの内部照会に氏名・住所・生年月日等が必要となりますので、様式2「福岡市税の徴収金滞納状況照会用」を提出してください。

また、税申告時の「屋号・所在地」と登録申請時の「名称・所在地」が異なる場合等は、滞納がない確認がとれないことがあります。この場合も、インターネット申請にて「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」を提出していただくよう補正指示をします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、徴収猶予を受けている方は、「特例猶予許可通知書」「徴収猶予許可通知書」等の徴収猶予を受けていることが確認できる書類を提出してください。

記号	提出書類	説明
オ	<個人の場合> 福岡市税の徴収金滞納状況照会用（様式2）	<input type="checkbox"/> 滞納がないことの内部照会に氏名・住所・生年月日等が必要になります。 <input type="checkbox"/> 申請受付期間（令和6年2月16日（金）17：00）までに提出がない場合は、 <u>令和5年12月1日以降に発行された「市税に係る徴収金に滞納がないことの証明」</u> の提出が必要になります。

記号【エ】消費税及び地方消費税納税証明書（見本）

<p>納 税 証 明 書 (その3・未納税額のない証明用)</p>		<p>証明書の種類は 「納税証明書（その3）」 (その3の2) (その3の3)でも可</p>
<p>住所(所在地) 氏名(名 称) 代表者</p>	<p>1 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。</p> <p>以 下 余 白</p>	
<p>管(証明)第○○○○号</p> <p>上記のとおり、相違ないことを証明します。</p> <p>令和5年12月15日</p> <p style="text-align: right;">○○○○税務署長</p>	<p>発行日は 令和5年12月1日以降</p>	<p>印</p>
<p>○○ ○○</p>		

▼ 様式は次からダウンロードしてください。

「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」→「申請手続き(「こちらから」をクリック)」→「申請要領・システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html>

記号	提出書類	説明																						
カ	直近2年分の財務諸表 (個人用は様式3)	<input type="checkbox"/> 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書 株主資本等変動計算書の写し ※財務諸表を提出できない場合は、その理由書を作成し提出してください。(様式4) <input type="checkbox"/> 個人の方は様式3(14頁参照)に記入して提出してください。																						
キ	主要取扱商品一覧表 (様式5)	<input type="checkbox"/> 16頁の記入例を参照のうえ作成してください。 <u>印刷を除く、すべての業種において必ず提出してください。</u>																						
ク	届け・許可・免許等状況表及び給油用船舶の保有状況調書 (様式6)	<input type="checkbox"/> 17頁の記入例を参照のうえ、作成してください。 下記の申請区分業種を希望する方は、 官公庁への届け・許可・免許等の写しを必ず提出してください。 <table border="1" data-bbox="520 1122 1356 1603"> <thead> <tr> <th>申請区分業種</th> <th>届け・許可・免許等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石油</td> <td>石油販売業開始届、揮発油販売業者登録</td> </tr> <tr> <td>ガス、雑燃料</td> <td>液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス販売事業届</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>小売電気事業登録(経済産業省通知)</td> </tr> <tr> <td>自動車修理</td> <td>指定自動車整備事業指定、自動車分解整備事業証認</td> </tr> <tr> <td>医療用機械器具</td> <td>医療機器製造販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売届</td> </tr> <tr> <td>レントゲン機械器具</td> <td>薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許</td> </tr> <tr> <td>医薬・衛生材料</td> <td>薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許</td> </tr> <tr> <td>工業用薬品</td> <td>高圧ガス販売事業届、毒物劇物販売業登録</td> </tr> <tr> <td>理化学機械器具(試薬)</td> <td>毒物劇物販売業登録</td> </tr> <tr> <td>農薬</td> <td>毒物劇物販売業登録、農薬販売届</td> </tr> </tbody> </table> <p>※有効期限がある許可等については、その期限が競争入札参加資格(令和7年7月31日まで)の途中で満了した場合には、直ちに変更届と新たな許可書等の写しを福岡市財政局契約課へ提出してください。</p> <input type="checkbox"/> 届け出、許可通知書等の写しを提出してください。提出できない場合は、令和5年12月1日以降発行の証明書の写しを提出してください。	申請区分業種	届け・許可・免許等	石油	石油販売業開始届、揮発油販売業者登録	ガス、雑燃料	液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス販売事業届	電力	小売電気事業登録(経済産業省通知)	自動車修理	指定自動車整備事業指定、自動車分解整備事業証認	医療用機械器具	医療機器製造販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売届	レントゲン機械器具	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許	医薬・衛生材料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許	工業用薬品	高圧ガス販売事業届、毒物劇物販売業登録	理化学機械器具(試薬)	毒物劇物販売業登録	農薬	毒物劇物販売業登録、農薬販売届
申請区分業種	届け・許可・免許等																							
石油	石油販売業開始届、揮発油販売業者登録																							
ガス、雑燃料	液化石油ガス販売事業登録、高圧ガス販売事業届																							
電力	小売電気事業登録(経済産業省通知)																							
自動車修理	指定自動車整備事業指定、自動車分解整備事業証認																							
医療用機械器具	医療機器製造販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可、管理医療機器販売届																							
レントゲン機械器具	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許																							
医薬・衛生材料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許																							
工業用薬品	高圧ガス販売事業届、毒物劇物販売業登録																							
理化学機械器具(試薬)	毒物劇物販売業登録																							
農薬	毒物劇物販売業登録、農薬販売届																							

記号【カ】 直近2年分の財務諸表（個人用は様式3）

- ▼ 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。
- ▼ 個人の場合は、15の参考資料に基づき、様式3を作成してください。
- ▼ 直近決算2年分の財務諸表を提出できない場合は、その理由書(様式4)を作成し提出してください。個人の場合で、開業したばかりで確定申告をおこなっておらず、財務諸表が提出できない場合は、その旨を記載した「申立書」(様式は自由)と、管轄の税務署が受付印を押印している「個人事業の開業・廃棄等届出書」の写しを提出してください。

様式3

財 務 諸 表

(個人用)

貸 借 対 照 表							(単位 千円)						
科目	期		自 年 月		自 年 月		科目	期		自 年 月		自 年 月	
	至	年	年	月	年	月		至	年	年	月	年	月
現金預金							支払手形						
受取手形							買掛金						
売掛金							短期借入金						
有価証券							未払金						
商品							未払費用						
材料貯蔵品							預り金						
その他流動資産							その他流動負債						
貸倒引当金	△				△		流動負債計						
流動資産計							長期借入金						
建物・構築物							その他固定負債						
機械・運搬具							固定負債計						
工具器具・備品							純資本金(元入金)(イ)						
土地							事業主借勘定(ウ)						
その他固定資産							事業主貸勘定(エ) △					△	
固定資産計							当期利益(オ)						
繰延資産													
合計(ア)							合計(カ)						
							次年繰越純資本金(キ)						

損 益 計 算 書							(単位 千円)						
科目	期		自 年 月		自 年 月		科目	期		自 年 月		自 年 月	
	至	年	年	月	年	月		至	年	年	月	年	月
売上原価							商品売上高						
販売費及び一般管理費							兼業売上高						
小計(B)							小計(総売上高)						
営業外費用(C)							営業外収益						
当期利益(D)							(当期損失)(D)'						
合計(E)							合計(A)						

※ 参 考 資 料

流 動 資 産	現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金為替手形郵便為替証明、当座預金、普通預金、郵便貯金等	流 動 負 債	支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
	受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債券（割引引いたものがある場合は割引高を控除）		買掛金	通常の取引によって発生した営業上の未払額
	売掛金	通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額		短期借入金	履行期が決算期後1年以内に到来する借入金又は到来すると認められる借入金（金融手形を含む）
	有価証券	取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。		未払金	物件購入代金等の未払金で履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの
	商品	販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高		未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
	材料貯蔵品	製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高		預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金
	△貸倒引当金	受取手形、完成工事未収金等流動資産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込額を一括して記入			
固 定 資 産	建物・構造物	営業用として使用している建物、構造物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で按分した額を記入、借用している建物は含まない。）	固 定 負 債	長期借入金	短期借入金以外の借入金
	機械・運搬具	営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類		純資本金（元入金）	前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう
	工具器具・備品	各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿等額		事業勘定	事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの）
	土地	営業用として使用している土地で、借地は含まない。		事業主定	事業主が営業の資金から家事費に充当した金額
				当期利益（△当期損失）	当年利益金（当年損失金）
繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産
合計	左右の合計は必ず一致すること		合計	左右の合計は必ず一致すること	
			次年繰越純資本金	次年の純資本金（元入金）となる	

[点検事項]

(1) 当期利益(当期損益)

① $(D) = (A) - [(B) + (C)]$ …… マイナスとなる場合は、当期損失(D)'に記入する。

② $(D) = (オ)$, $(D)' = (オ)'$ …… 損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年度繰越純資本金

$(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ)$ 又は、 $(キ) = (イ) + (ウ) - (オ)' - (エ)$

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

$(ア) = (カ)$, $(E) = (A)$

記号【キ】 主要取扱商品一覧表（記入例）

指名業者は、原則、「主要取扱商品一覧表」に商品名（またはメーカー名）が記載されたものから選定しています。

取扱商品であっても一覧表に記載のない場合は、指名の選定で不利になりますので、できるだけ詳細に記入してください。なお、指名の際に代理店等証明の提出を求める場合があります。

様式5

主要取扱商品一覧表

商号又は名称	(株)〇〇産業 〇〇支店
業 者 番 号	〇〇〇〇

※指名の参考にします、取扱商品及び特許関係についてはできるだけ詳しく記入してください。					
商 品 名	内 訳		商 品 名	内 訳	
	自社製品	他社製品(メーカー・販売総代理店名)		自社製品	他社製品(メーカー・販売総代理店名)
次亜塩素酸ソーダ	○		〇〇〇〇〇		〇〇〇〇薬品
液体苛性ソーダ	○		〇〇〇〇〇		〃
塩酸	○		〇〇〇〇		〃
希硫酸	○		〇〇〇〇〇		〇〇〇〇薬品
消毒用エタノール	○		〇〇〇〇		〇〇〇〇〇薬品
塩化カルシウム		〇〇〇〇薬品	〇〇〇〇〇		〃
メタノール		〃	〇〇〇〇〇		〃
重金属固定剤		〃			
ポリ塩化アルミニウム		〇〇〇〇薬品			
アンモニア水		〇〇〇〇〇工業			
濃硫酸		〃			
リン酸		〇〇〇〇〇薬品			
標準ガス		〇〇〇〇薬品			
窒素ガス		〃			
陽イオン交換樹脂		〃			
〇〇〇〇〇		〇〇〇〇薬品			
〇〇〇〇		〇〇〇〇〇薬品			
〇〇〇〇〇		〃			
〇〇〇〇〇		〃			
〇〇〇〇		〇〇〇〇〇薬品			
〇〇〇		〇〇〇〇〇興産			
〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇化学			
〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇興産			

「販売代理店又は特約店の証明書」は登録時の提出は不要となりました。
「主要取扱商品一覧表（様式5）」に「代理店」「(代)」「特約店」「(特)」などは記入しないでください。

※記載欄が不足する場合は、必要枚数を複写して作成してください。

記号【ク】 届け・許可・免許等状況表及び給油用船舶保有状況調書（記入例）

下記の申請区分業種を希望する方は、官公庁への届け・許可・免許等の写しを必ず提出してください。該当物品で記載のない場合は、指名できませんのでご注意ください。

石油	石油販売業開始届、揮発油販売業者登録
ガス、雑燃料	液化石油ガス販売事業登録、高压ガス販売事業届
電力	小売電気事業登録（経済産業省通知）
自動車修理	指定自動車整備事業指定、自動車分解整備事業証認
医療用機械器具 レントゲン機械器具	医療機器製造販売業許可、高度管理医療機器等販売業許可 管理医療機器販売届
医薬・衛生材料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可、麻薬卸売業者免許
工業用薬品	高压ガス販売事業届、毒物劇物販売業登録
理化学機械器具（試薬）	毒物劇物販売業登録
農薬	毒物劇物販売業登録、農薬販売届

様式6

1. 届け・許可・免許等状況表

商号又は名称	(株)〇〇産業 〇〇支店
業 者 番 号	〇〇〇〇

区 分	届け・登録・指定・許可・認可又は免許等年月日	左記の有効期限
石油販売業開始届	令和 〇〇 年 〇〇 月	令和 〇〇 年 〇〇 月
揮発油販売業者登録	〇〇 年 〇〇 月	〇〇 年 〇〇 月
液化石油ガス販売事業登録	〇〇 年 〇〇 月	〇〇 年 〇〇 月
高压ガス販売事業届	年 月	年 月
小売電気事業登録（経済産業省通知）	年 月	年 月
指定自動車整備事業指定	年 月	年 月
自動車分解整備事業証認	年 月	年 月
医療機器製造販売業許可	年 月	年 月
高度管理医療機器等販売業許可	年 月	年 月
管理医療機器販売業届	年 月	年 月
薬局開設許可証	年 月	年 月
医薬品販売業許可	年 月	年 月
麻薬卸売業者免許	年 月	年 月
毒物劇物販売業登録	年 月	年 月
農薬販売届	年 月	年 月
〇〇〇〇販売業許可	〇〇 年 〇〇 月	〇〇 年 〇〇 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月
	年 月	年 月

※ その他、営業上必要な登録・届け・許可・認可又は免許等があれば、全て記入してください。

許可・認可又は免許等の写しを添付してください。

有効期限がある許可等については、その期限が競争入札参加資格（令和7年7月31日まで）の途中で満了した場合には、直ちに新たな許可書等の写しを提出してください。

2. 給油用船舶の保有状況調書

重 油 用	軽 油 用
〇 隻	〇 隻

※ 他社に委託している場合は、契約書の写しを添付すること。

- ▼ 指名の際の業者選定の参考とします。次に掲げる申請区分業種を希望する方は必ず提出してください。
- 必要な箇所に記入がない場合は、指名の選定で不利になりますので、できるだけ詳しくご記入ください。

記号	提出書類	説明
ケ	印刷業者調書 (様式7)	<p>* 提出が必要な業種 *</p> <p>一般印刷、フォーム印刷、特殊印刷、軽印刷、 青写真焼付・複写</p> <p>様式は、「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」 →「申請手続き（「こちらから」をクリック）」→「申請要領・ システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」より ダウンロードしてください。 https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html</p> <p><input type="checkbox"/> 19～20頁のとおり作成してください。</p>
コ	自動車修理業者 調書 (様式8)	<p>* 提出が必要な業種 *</p> <p>自動車修理</p> <p>様式は、「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」 →「申請手続き（「こちらから」をクリック）」→「申請要領・ システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」より ダウンロードしてください。 https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html</p> <p><input type="checkbox"/> 21～22頁のとおり作成してください。</p>
サ	【水道局】 水道資材業者調書	<p>* 提出が必要な業種 *</p> <p>給排水資材</p> <p>様式は、水道局ホームページ「業者登録関係情報」よりダウンロードしてください。 https://www.city.fukuoka.lg.jp/suido/gyoshatoroku.html</p>
シ	【交通局】 鉄道資材納入実績 主要取扱商品一覧表	<p>* 提出が必要な業種 *</p> <p>鉄道資材</p> <p>様式は、交通局ホームページ「交通局契約情報」よりダウンロードしてください。 https://subway.city.fukuoka.lg.jp/subway/contract/record.php</p>

記号【ケ】 印刷業者調書（記入例）

印刷の指名業者の選定は、印刷機械を自社に備えており、自社で印刷できることが前提です。印刷機械を備えていない者、あるいは備えていても当「印刷業者調書」の必要な箇所に記載がない者は指名できません。
又、案件によっては、機械の能力に応じて選定しております。
記載漏れ等があると、指名の選考で不利になりますので、ご注意ください。

様式7

印刷業者調書

商号 又は名称	(株)〇〇印刷 〇〇支店	業者番号	〇〇〇〇
------------	--------------	------	------

当調書は、業者選定の資料となります。必要な記載がなければ指名対象から外すことになりますのでご注意ください。

1 経営状況

区分	直前1年間の売上（千円）	左記の売上の内訳（千円）		
		内 容	自社製作	他社製作
一般印刷	〇〇,〇〇〇	平版印刷	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
		カーボン	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
フォーム印刷	〇〇,〇〇〇	一般電算	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
		OCR・OMR	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
特殊印刷	〇〇,〇〇〇	磁気カード等	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
		ステッカー・ラベル	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
		封筒	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
		地図	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
軽印刷	〇〇,〇〇〇	軽印刷	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
青写真焼付、複写	〇〇,〇〇〇	青写真焼付、複写	〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇

2 従業員数

業務	従業員数(人)
企 画	〇〇
版下・製版 (入力・編集・写真製 版・DTP・CTPなど)	〇〇
印 刷	〇〇
青写真焼付	〇〇
製 本	〇〇
青焼製本	〇〇
営業(配送)	〇〇
その他(事務等)	〇〇
合 計	〇〇

※ 例えば、1人が2業務を兼ねる等の場合、業務量に応じて按分し、一方が0.4人なら、もう一方は0.6人と記入し、合計が競争入札参加資格申請（物品購入）の社員数と同数になるようにしてください。

3 印刷区分毎の営業分野等

（申請区分業種について記入してください）

(1)一般印刷(貴社の主な取扱い印刷物)

分 類	自社製作	他社製作	実績等(過去1年での、主要契約実績を1件だけ記入) ※契約日、契約金額、契約内容(部数、頁数、色数等)
端物(市で使用する届書類)	〇		R3.8.5 ¥1,234,567 福岡市役所 パンフレット
カーボン(裏カーボンを印刷する帳票)	〇	〇	
ページ物 (本文頁数32頁以上の物)	カラー(プロセス版等で複合カラー印刷)	〇	
	カラー(単色アミ版で2~4色刷り)	〇	
	モノクロ(表紙はカラーでも本文は単色1色程度)	〇	
チラシ類(単色アミ版で2~4色刷り)	〇		
ポスター・パンフレット類(プロセス版等で複合カラー印刷)	〇		
その他	シルク印刷	〇	R3.8.5 ¥1,234,567 〇〇市議会議員一般選挙投票用紙

※該当項目に丸印をつけてください。

(2)フォーム印刷(製作設備等の状況)

区 分	色数が最大値の印刷機	1シートあたりの縦インチが最大値の印刷機
凸版輪転印刷機	〇〇 C / 〇〇 C (〇〇 インチ)	〇〇 C / 〇〇 C (〇〇 インチ)
オフセット輪転印刷機	〇〇 C / 〇〇 C (〇〇 インチ)	〇〇 C / 〇〇 C (〇〇 インチ)

連続封筒印刷の対応	区 分	印刷の対応	連続封筒製袋加工処理の対応
	ヒート処理	可・不可	可・不可
	プレス処理	可・不可	可・不可

※該当項目に丸印をつけてください。

分 類	自社製作	他社製作	実績等(過去1年での、主要契約実績を1件だけ記入) ※契約日、契約金額、契約内容(部数、頁数、色数等)
磁気カード、サイバネ規格カード等			
その他	〇		R3.8.5 ¥1,234,567 口振替済通知(三折圧着はがき)

※該当項目に丸印をつけてください。

(3)特殊印刷(製作状況)

区 分	自社製作	他社製作
ステッカー・ラベル	〇	
封筒	製袋	〇
	糊付け(アドヘア・インサータ糊使用)	
	窓あき(ブラ・セロ窓)	
印 刷		
地 図		
製 本	上製本	
	糸綴じ仮製本	

※ 該当項目に丸印をつけてください。

※ 特殊印刷の

「封筒」は、本市の設計に基づき
「地図」は、国土地理院の承認を得て
「製本」は、上製本、糸綴じ仮製本等の製作ができるということです。

商号 又は名称	(株)〇〇印刷 〇〇支店	業者番号	〇〇〇〇〇
------------	--------------	------	-------

4 保有施設の状況

区分	工場名	工場所在地	工場延べ床面積(㎡)
1			
2			
3			

5 保有設備の状況 ※記入漏れの無いように注意してください。

(1)印刷機(一般、特殊及び軽印刷、青写真焼付)

区分	規格	最大印刷可能サイズ「B0」「A2」等記入				所有 台数
		四六判	B列版	キク版	A列版	
平版印刷機	4色機	四六2				〇
	2色機		B2			〇
	1色機			キク半		〇
輪転印刷機	4+4色機	四六1				〇
	4+2色機				A1	〇
凸・凹版カーボン印刷機						
シール類 (P.P貼、ビニール引き機等)						
青写真焼付機						
カラー電子複写機						

(2)印刷機(フォーム印刷)

印刷ユニット数		
6色機以上	〇	台
5色機	〇	台
4色機	〇	台
3色機	〇	台
2色機	〇	台
1色機	〇	台

シリンダー数		
〇	インチ	〇
〇	インチ	〇
〇	インチ	〇
〇	インチ	〇

(3)印刷機以外の機器

区分	台数	名称	備考	区分	台数	名称	備考
パソコン、 電算写植機など	〇			製本・仕上 関係機器	〇	〇〇綴機	
					〇	〇〇断裁機	
					〇	自動紙折機	
製版機 電子組版機 DTP・CTP など	〇	〇〇〇製版機		切断機・綴機 箔押機・角丸機 紙折機・型抜(トムソ ン)機・ コレクター など			
スキャナー機器	〇	〇〇スキャナ		その他			

※ 備考欄には、機器の使用目的、能力、色数等参考となる事項を記入してください。

記号【コ】 自動車修理業者調書（記入例）

指名の際の業者選考の参考とします。

必要な箇所に記入がない場合は、指名の選定で不利になりますので、ご注意ください。

様式8

商号又は名称	(株)〇〇モータース
登録番号	〇〇〇〇

自動車修理業者調書

1. 施設状況

	工場名	工場所在地	作業場面積			作業内容
			屋内	屋外	計	
A	〇〇工場	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	1,234 ^{m²}	5,678 ^{m²}	6,912 ^{m²}	認定
B	〇〇工場	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	987	654	1,641	認定

※各工場所在地の地図を添付すること。

2. 整備関係従業員の構成

区分	専従役員	事務員	工 員			
			エンジン・シャーシ	板金	塗装	その他
1 総 数	2 ^人	3 ^人	10 ^人	3 ^人	2 ^人	2 ^人
A 2 上記のうち整備士数			10			
上記のうち2級整備士の資格をもっている人			7			
B 1 総 数		1	4			
B 2 上記のうち整備士数			4			
上記のうち2級整備士の資格をもっている人			2			

3. 特殊整備機械器具設置状況（所有するものの記号を○印で囲むこと。）

<input checked="" type="checkbox"/> ア 板金設備一式 <input checked="" type="checkbox"/> イ 塗装設備一式 <input type="checkbox"/> ウ 一酸化炭素測定器 <input type="checkbox"/> エ 炭化水素測定器 <input type="checkbox"/> オ 黒煙測定器 <input type="checkbox"/> カ 旋盤
<input checked="" type="checkbox"/> キ ボディーフレーム修正機 <input checked="" type="checkbox"/> ク ディーゼル噴射ポンプテスター

4. 整備実績（最近3か月間の1か月平均整備実績台数を記入すること。）

	普通車	小型車	大型 小型 特種自動車	軽自動車	合計	備考
車検整備	10 ^台 / 月	10 ^台 / 月	10 ^台 / 月	10 ^台 / 月	40 ^台 / 月	
定期点検整備	20 ^台 / 月	20 ^台 / 月	20 ^台 / 月	20 ^台 / 月	80 ^台 / 月	
臨時整備	30 ^台 / 月	30 ^台 / 月	30 ^台 / 月	30 ^台 / 月	120 ^台 / 月	
合計	60 ^台 / 月	60 ^台 / 月	60 ^台 / 月	60 ^台 / 月	240 ^台 / 月	

商号又は名称	
登録番号	

5. 整備可能作業（整備できるものすべての記号を○印で囲むこと。）

(1) 一般整備（エンジン、シャーシ）

区分	営 業 種 目
車 種	① 乗用車 ② ライトバン ③ ジープ ④ 軽自動車 ⑤ 大型トラック ⑥ 小型トラック
	⑦ 大型バス ⑧ マイクロバス ⑨ ごみ収集車 ⑩ 大型消防車 ⑪ 小型消防車
銘柄車	① トヨタ ② 日産 ③ 三菱 ④ マツダ ⑤ いすゞ ⑥ 日野 ⑦ スズキ
	⑧ スバル ⑨ ダイハツ ⑩ ホンダ

(2) 板金塗装作業（車体）

板 金	塗 装
1 自社でする <input checked="" type="radio"/> ア 乗用車 <input checked="" type="radio"/> イ ライトバン <input type="radio"/> ウ ジープ <input checked="" type="radio"/> エ 軽自動車 <input checked="" type="radio"/> オ 大型トラック <input checked="" type="radio"/> カ 小型トラック <input checked="" type="radio"/> キ 大型バス <input checked="" type="radio"/> ク マイクロバス <input type="radio"/> ケ ごみ収集車 <input checked="" type="radio"/> コ 大型消防車 <input checked="" type="radio"/> サ 小型消防車 2 下請にまわす	① 自社でする 2 下請にまわす

(3) 特殊作業

消 防 ポンプ 装 置	そ の 他
1 消防車積載ポンプ装置 <input type="radio"/> ア 自社で修理できる <input checked="" type="radio"/> イ // できない	<input checked="" type="radio"/> ア ラジエーター修理 <input checked="" type="radio"/> イ 幌、シート修理 <input checked="" type="radio"/> ウ ウインド、ドアガラス入替 <input checked="" type="radio"/> エ 電装品、オルタネーター、スターターモーター修理
2 可搬式消防ポンプ装置 <input type="radio"/> ア 自社で修理できる <input checked="" type="radio"/> イ // できない	<input checked="" type="radio"/> オ カーエアコン修理 <input checked="" type="radio"/> カ クレーン修理 <input checked="" type="radio"/> キ シリンダーボーリング、クランクシャフト研磨

5. あなたの工場の休業日について記入してください。

(1) 定休日は ア 毎週 日 曜日 イ その他（第2土曜日）

(2) 祝祭日 ア すべて休む イ その他（ ）

(3) 年末年始の休業は 12月30日から1月 4日まで

(4) 盆の休業は 8月13日から8月16日まで

(5) 上記休業日でも要請があれば(次のいずれかの記号を○印で囲むこと。)

ア 整備作業をする

イ // することもある

ウ // しない

4 継続申請者の変更届について

- ▼ 現在の登録内容に変更がある方は、インターネット申請前までに変更届を提出してください。
(<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/02.html>) 提出後、内容が変更されたことを確認の上、インターネット申請を行ってください。

5 インターネット申請の入力内容

- ▼ 短時間で入力できるよう、あらかじめ入力項目を確認されることをお勧めします。
- ▼ 詳細は福岡市契約情報ホームページから「システム操作マニュアル<物品購入・リース>」をダウンロードのうえご覧ください。

「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」→「申請手続き(「こちらから」をクリック)」→「申請要領・システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」

<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html>

基本情報 【共通】	基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本社所在地の区分(福岡市内・市外)、 中小企業・大企業の区分、個人・法人の区分 ■ 本店・支店情報 商号又は名称、フリガナ、代表者役職名、代表者氏名 郵便番号、住所、電話番号、FAX番号 ■ メールアドレス
	役員等情報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 代表者、役員及び支店長(委任する場合のみ)の氏名・氏名のフリガナ・生年月日
	申請希望	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「工事・製造」 ■ 「委託」 ■ 「物品購入・リース」 ■ 「物品売払」 <p style="text-align: right;">「希望する」・「希望しない」の いずれかを選択</p>
詳細情報 【物品購入・リース】	決算(会社全体)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資本金 ■ 会社全体の年間平均売上高 ■ 前々年売上高及び前年売上高 会社全体の直近決算2年分の売上高をそれぞれ入力してください。 ■ 年間平均売上高 「計算」を押すと、システムにより自動計算されます。
	社員数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社員数 会社全体の社員数を入力してください。なお、支店等に委任するときは「支店」欄の社員数をあわせて入力してください。
	申請業種	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請区分業種 ※注意 28～32頁別表「申請区分業種分類表(物品購入・リース)」から希望する申請区分業種を選択。1位～3位まで希望可(1位は必須) ■ 希望業種の前々年売上高及び前年売上高 業種ごとの直近決算2年分の売上高をそれぞれ入力してください。 ■ 希望業種の年間平均売上高 「計算」を押すと、システムにより自動計算されます。 ■ 取扱品目 ※注意 取扱品目を選択してください。(▼をクリックする。)(1品目は必須) ■ 販売・リース(リースは物品の貸与を希望する場合に選択してください) ※注意 販売・リース区分のいずれかを選択してください。 ■ 主な取扱商品等 主な取扱商品を入力してください。

※注意 ■申請区分業種 ■取扱品目 ■販売・リースについては

次回定期申請時まで変更できません。

6 申請に必要な書類の提出について

下記(1)(2)にしたがって提出してください。

(1) 提出方法

- ▼インターネット申請で申請内容を入力後、
「必要書類の送信」メニューから必要書類の電子ファイルを提出してください。
(別途:「システム操作マニュアル《物品購入・リース》」参照)
その他の方法で提出された場合は書類が到達しても受付できませんので
ご注意ください(持参不可)。



持参不可

【添付できる容量について】

- 添付できるファイルの合計容量は最大 200MB です。
合計容量 200MB を超過するとメッセージが通知され必要書類は提出されません。
※Word、Excel 等で作成したファイルは、PDF 等に変換する必要はありません。
そのまま添付してください。

▼その他

- (ア) 電子ファイル提出後の書類の追加・訂正はできません。
補正指示があった場合、電子ファイルの追加・訂正ができるようになります。
(イ) 添付するファイルにパスワード設定をしないでください。
市側でファイルを開くことができなくなります。

(2) 提出にあたっての注意点

- ▼提出前に書類に不備・不足がないか十分ご確認ください。⇒8～22頁
9頁の一覧表はチェック用としてご利用ください。提出の必要はありません。

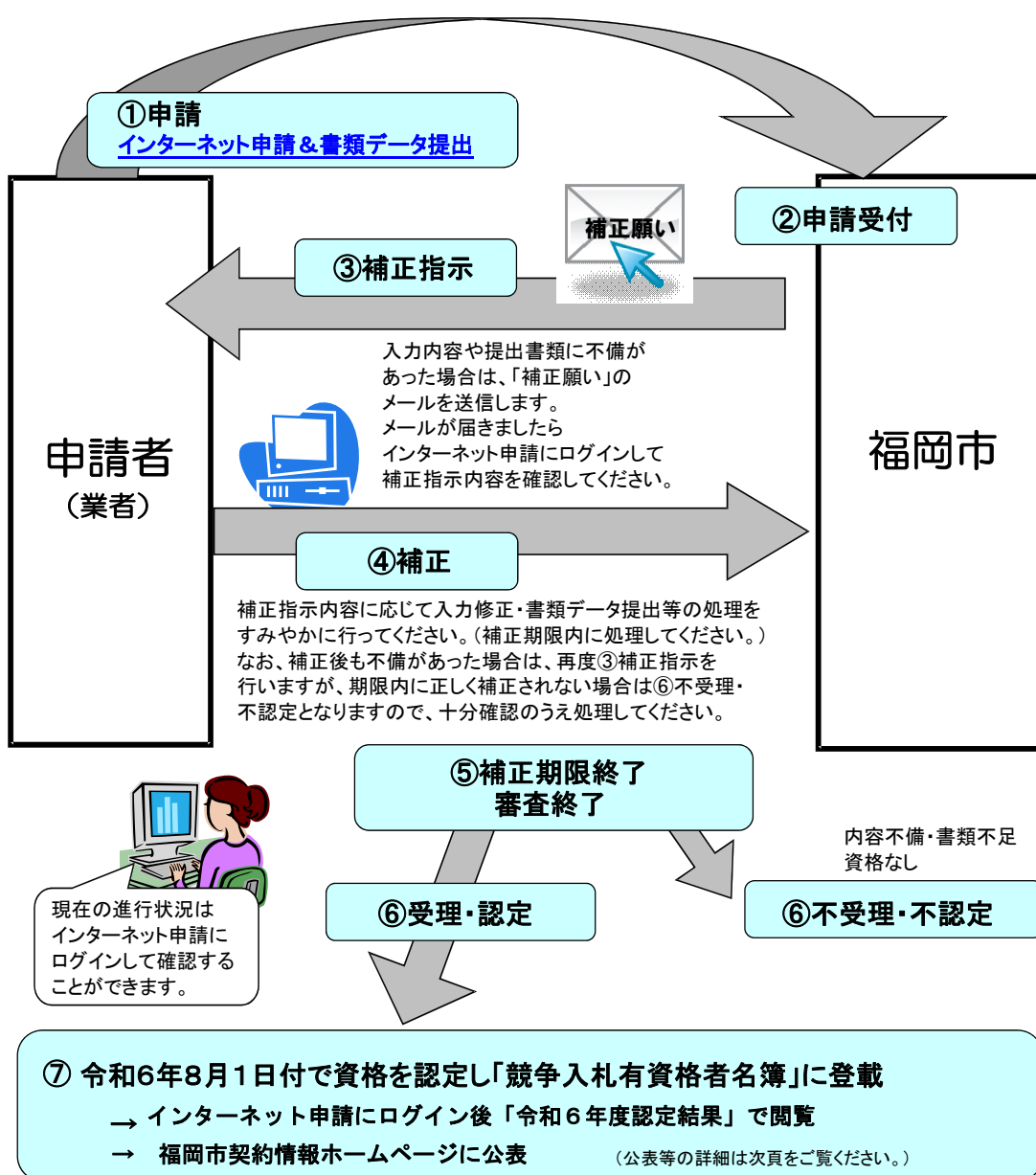
7 補正手続きについて

福岡市に提出された競争入札参加資格審査申請（インターネット申請内容や必要書類データ）に不備・不足がある場合は、申請は受理されません。受理されるようインターネット申請内容の修正や書類データの追加・訂正提出を行うことを「補正」といいます。

- ▼ インターネット申請内容や書類データに不備、不足がある場合はメール（「福岡市における業者登録の補正願いについて」）にてお知らせします。
- ▼ メールが届いたら福岡市契約情報ホームページからインターネット申請画面を開き、ログインして補正指示内容を確認してください。
- ▼ 補正指示内容に応じて、入力・書類データ提出等の処理をすみやかに行ってください。なお、補正期限までに修正されない場合は、申請は受理されませんので十分ご注意ください。

《不足・不備がある場合の補正最終期限》（物品購入・リース）

【インターネット補正最終期限】令和6年4月15日（月）17：00まで（持参不可）



8 競争入札参加資格の認定及び公表

資格の認定は令和6年8月1日付けで行います。入札参加資格を有すると認定した方は、「登録業者名簿」に登載し、福岡市契約情報ホームページ、オープンデータ機能で公表します。

なお、紙による「競争入札参加資格認定通知書」は発行いたしません。認定結果については、令和6年8月1日以降、インターネット申請にログインして、【令和6年度認定結果】で確認できます。

- ⇒ 登録業者名簿検索 ; <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/php/fkks2010.php>
- ⇒ 認定結果の確認 ; <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/01.html>

▼ 福岡市契約情報ホームページ等公表項目（※注）

本店及び支店等の商号又は名称、代表者（代理人）の役職・氏名、所在地、電話番号、FAX番号、希望業種

※注）申請書類及び資格審査申請用データについては、福岡市、水道局及び交通局の競争入札関係等業務に使用します。この公表項目及び法令等により公にされている項目を除き、原則として公開することはありません。

<注意事項>

- 一般競争入札の実施にあたっては、個別に当該入札に係る資格要件を定めることがありますので、**すべての入札に必ずしも参加できるとは限りません。**
- **指名競争入札**については、福岡市、水道局又は交通局の指名基準に基づき入札参加者の選定を行います。が、入札参加資格の認定を受けていても必ずしも指名があるとは限りません。

●●不適格業者の排除について●●

本市では、不良不適格業者を排除するため、登録業者実態調査員による登録業者の現地実態調査を抜き打ちにより実施し、本・支店機能、決算の状況、営業に係る届出等について申請内容の確認を行っています。

その結果、本・支店機能を有していない場合や調査に協力しない等、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第9号に該当する時は、競争入札参加停止措置を行います。

9 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の認定を受けた方は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間に公告または指名による入札について参加資格を有します。

10 登録(申請)内容の変更について

競争入札参加資格の認定を受けた方は、競争入札参加資格審査申請の申請事項に変更が生じた場合には、その都度速やかにインターネット申請により「変更届」を提出してください。届け出を怠った場合や著しく遅延した場合には、競争入札参加停止の措置を行う場合があります。

11 お問い合わせについて

問い合わせ時間

9:00～12:00／13:00～17:30(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

▼ インターネット申請の操作に関する問い合わせについて

あらかじめ「システム操作マニュアル《物品購入・リース》」をダウンロードして、お手元にご用意ください。操作画面のページを開いてお問い合わせください。

ダウンロード



<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/buppin-R4-R6.html>

システム操作マニュアル《物品購入・リース》は、

「福岡市契約情報ホームページ」→「資格審査申請」→「申請手続き（「こちらから」をクリック）」→「申請要領・システム操作マニュアル・様式」→「物品購入・リース」 からダウンロードしてください。

【インターネット申請問い合わせ先】

インターネット申請システムヘルプデスク TEL092-718-1610

※なお、インターネットに接続できるパソコンを保有していない方は、問い合わせ先の各担当へご相談ください。

▼ 申請に必要な提出書類の詳細に関するお問い合わせについて

あらかじめ本要領や様式等をダウンロードして、お手元にご用意ください。該当ページ等を開いてお問い合わせください。

▼ 申請データや提出書類データの到着確認については原則としてお答えできません。

▼ 申請の進行状況について

申請の進行状況はインターネット申請にログインして確認してください。操作方法は「システム操作マニュアル《物品購入・リース》」をご覧ください。なお、申請件数が多い時期は補正がない場合でも、受理までに数週間を要する場合があります。

<<問い合わせ先>>

福岡市 福岡市財政局契約課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

・物品関係

TEL092-711-4186

福岡市財政局契約監理課

・変更届に関すること

TEL092-711-4181

水道局 福岡市水道局契約課

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目28-15

TEL092-483-3127

交通局 福岡市交通局財務課

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31

TEL092-732-4118

別表

申請区分業種分類表（物品購入・リース）

業 種	申請区分業種	取 扱 品 目	備考(業務に関する届け・許可・免許等(例示)ほか)
0 1 資材	0 1 鋼材	A 铸・鋼鉄製品(人孔鉄蓋、雨水桝蓋、グレーチング)	
		B 形鋼、鋼管	
		C 鉄工加工(設計図に基づく製作)	
	0 2 木材	A 材 木	
		B 合 板	
		C 竹	
	0 3 骨材	A 川砂、砂利、碎石	
		B 真砂土	
		C 海 砂	
		D 生コンクリート	
	0 4 道路材	A アスファルト常温合材、アスファルト乳剤	道路標識、ガードレール等は08-01保安用品に該当
		B 道路舗装材	
		C その他	
	0 5 ンクリート二次製品	A 境界杭	
		B 平板ブロック	
		C U型側溝、コンクリート蓋	
		D ヒューム管、推進管	
		E PC製品	
	0 6 建材	A 一般建材(衛生陶器、煉瓦、その他建具用品)	
		B 耐火煉瓦	
		C セメント、特殊モルタル	
		D ガラス、アルミサッシ	
		E 畳	
	0 7 給排水資材	A 上水道管	清掃工場、水処理センターで使用するプラント部品は03-02産業用機械器具に該当
		B 下水道管	
		C 弁、止水栓、分水栓	
		D ろ過砂、ろ過布	
	0 8 鉄道資材	A 軌道用品	
B 車両用品			
C 保守作業用品			
D 電気用品			
E 信号・通信用品			
0 2 燃料・電力	0 1 石油	A 石油(スタンド給油)	・石油販売業開始届 ・揮発油販売業者登録
		B 石油(ローリー・ドラム搬入)	
		C 石油(海上給油)	
		D 潤滑油	
0 2 ガス、雑燃料	A プロパンガス	・液化石油ガス販売事業登録 ・高圧ガス販売事業届	
	B 天然ガス		
	C その他		
0 3 電力	A 電力供給	・小売電気事業の登録	

業 種	申請区分業種	取 扱 品 目	備考(業務に関する届け・許可・免許等(例示)ほか)
0 3 機械器具	0 1 一般用機械器具	A 工作用機械器具(旋盤、ボール盤、グラインダー、電動工具類)	
		B 電動機具(高圧洗浄機、溶接機、発電機、コンプレッサー等)	
	0 2 産業用機械器具	A ポンプ	
		B 建設荷役機器(土木建設機械、コンベアー、クレーン、チェーンブロック等)	
		C 各種機械部品(プラント部品を含む)	
		D その他特殊機械器具(破碎機、ハイドロファイナー等)	
	0 3 厨房用機械器具	A 学校給食設備機器(保冷库、配膳台、食器洗浄機)	
		B ガス器具(ガス給湯器、ガステーブル等)	
	0 4 光学用機械器具	A カメラ(写真材料を含む)	
		B その他(書画カメラ等)	
	0 5 ミシン、編機	A ミシン、編機	
	0 6 時計	A 時 計	
0 4 事務用品	0 1 事務用機器	A 複写機	
		B 簡易印刷機、輪転機	
		C 簡易印刷機用インク	
		D その他(製図用機器、レジスター、シュレッター)	
		E PPC複写用紙	
	0 2 特殊事務用機器	A 印刷機械及び印刷物後処理機	
		B 自動券売機、自動両替機、硬貨計数機	
		C 選挙用品	
	0 3 文房具	A 文房具	
		B 複写用紙(感光紙)	
	0 4 スチール製品	A 一般什器(机、椅子、ロッカー、保管庫)	
		B 応接セット、カウンター	
		C 棚	
		D 金庫、コインロッカー	
		E 図書館用品	
	0 5 印判	A 印 判	
	0 6 用紙類	A 和・洋紙	
B 封 筒			
0 7 黒板	A 黒 板		
0 5 教育用品	0 1 教材	A 学校教材	
		B 保育用品	
		C 特殊教育用品	
		D O・H・P、スクリーン、プロジェクター	
	0 2 運動用品	A 一般運動用品	
		B 武道用品(専門業者)	
		C 運動用機器(製造業者)	
		D テント(専門業者)	

業 種	申請区分業種	取 扱 品 目	備考(業務に関する届け・許可・免許等(例示)ほか)	
06 車両、船舶、航空機	01 自動車販売	A 軽自動車、普通車、救急車		
		B バス、トラック		
		C 特殊車(清掃車等)		
		D 二輪車		
		E 自転車		
		F リヤカー		
	02 自動車修理	A 自動車修理	・指定自動車整備事業指定 ・自動車分解整備事業証認	
	03 自動車用品	A 自動車部品		
		B 蓄電池		
		C 電装品		
		D タイヤ		
	04 船用品	A ボート		
		B ゴムボート		
		C 船舶用機器		
		D 船舶用用品		
		E 競艇用品		
	05 航空機用品	A 航空機		
		B 航空機用品		
	07 消防器材用品	01 消防用品	A 消火器	
			B 消防ポンプ、消防用ホース	
C 消火薬剤				
D 消防器具・用品 (防災用品を含む)				
E 防火衣・ヘルメット等、消防士用装備品(潜水服等)				
02 消防自動車		A 梯子車		
		B 化学消防自動車		
		C 水槽付消防ポンプ自動車		
		D 積載型消防ポンプ自動車		
08 保安用品	01 保安用品	A 防毒・防塵マスク		
		B 空気・酸素呼吸器		
		C 道路保安用品(道路標識、ガードレール、反射鏡、道路凍結材等)		
		D 水上保安用品(浮標、オイルフェンス、油吸着剤等)		
		E その他の保安用品		
09 電気機械器具	01 弱電気製品	A 家庭用電気機器		
		B 放送機器		
		C 教育用機器(電子黒板等を含む。)	プロジェクター型電子黒板は05-01教材に該当	
		D 映像音響機器		
		E 照明器具 (電球・蛍光灯・安定器等)		
		F その他電気機器		
	02 電気設備機器	A 電力・通信ケーブル		
		B 電気設備用品 (電気工事用材料等を含む)		
		C 照明設備(舞台照明等を含む)		
		D 空調機器(家庭用エアコンを除く)		
E その他電気設備機器				

業 種	申請区分業種	取 扱 品 目	備考(業務に関する届け・許可・免許等(例示)ほか)
1 0 OA機械器具	0 1 OA機械器具	A 通信機器(電話機、無線機、ファクシミリ)	
		B パーソナルコンピューター(本体)、周辺機器(プリンター、増設メモリ・ハードディスク等)	
		C コンピューター用消耗品(トナーカートリッジを除く)	
		D トナーカートリッジ(再生品を含む)	
		E ネットワーク機器(イーサネットアダプタ等)	
		F その他(ICカード(製作全般を含む。))等)	ICカードの券面印刷のみは17-02フォーム印刷に該当
1 1 家具、装飾	0 1 木工製作	A 木工製作	
		A 家具	
	0 2 家具、インテリア	B ブラインド、じゅうたん	
		C 緞帳、暗幕	
		D カーテン(製作)	
1 2 医療・理化・計測用品	0 1 医療用機械器具	A 医療機器	・医療機器製造販売業許可 ・高度管理医療機器等販売業許可 ・管理医療機器販売届
		B 医療材料	
		C 福祉・介護用機器(車椅子、リハビリテーション機器等)	
	0 2 レントゲン機械器具	A レントゲン装置	
		B レントゲン材料	
	0 3 理化学機械器具	A 理化学分析機器	
		B 電気・工業計測機器	
		C 公害測定・分析機器	
		D 気象観測用機器	
		E 理化学用品(試験管、ビーカー等)	
		F 試 薬	・毒物劇物販売業登録
	0 4 度量衡機械器具	A 一般計量機器(身長計、体重計等)	
		B 精密計量機器	
		C 測量機器	
		D 量水計	
	0 5 医薬、衛生材料	A 医 薬	・薬局開設許可証 ・医薬品販売業許可 ・麻薬卸売業者免許 ※紙おむつの取扱いは12-05医薬、衛生材料に該当
		B ワクチン	
		C 防疫薬品	
D 衛生材料			
0 6 工業用薬品	A 工業用薬品	・高圧ガス販売事業届 ・毒物劇物販売業登録	
	B プール用薬品		
	C ガス(医療用、工業用)		
1 3 繊維製品	0 1 被服	A 既製服(作業服、事務服、防寒衣)	
		B 縫製(男性用スーツ、女性用事務服、作業服、防寒衣)	
		C 白 衣	
		D 帽 子	
	0 2 染色	A 横断幕、懸垂幕、旗	
		B 腕章、襷	
		C その他	
	0 3 ゴム・皮革製品	A 靴(スポーツシューズは除く)	工業用ゴム製品のうち、清掃工場、水処理センターで使用するプラント部品は03-02産業用機械器具に該当
		B 鞆	
		C 工業用ゴム製品(プラント部品を除く。)	
		D 防舷材	
		E 合 羽	

業 種	申請区分業種	取 扱 品 目	備考(業務に関する届け・許可・免許等(例示)ほか)
1 3 繊維製品	0 4 ビニール製品	A ビニール製品	
	0 5 寝具	A 蒲団、座蒲団、毛布 B ベット(医療用は除く)	
1 4 楽器	0 1 楽器	A 鍵盤楽器	
		B 弦楽器	
		C 管楽器	
		D 打楽器	
		E 和楽器	
1 5 記念・宣伝用品	0 1 記念・宣伝用品	A 記章、カップ、トロフィー、金杯	
		B リボン、造花、博多人形、織、額縁	
		C 陶磁器、漆器	
		D その他のギフト用品	
		E 宣伝用品(うちわ、マッチ、風船等)	
1 6 農業用品	0 1 肥料、種苗	A 花の種	
		B 花 苗	
		C 植 木	
		D 肥 料	
		E その他園芸用品	
	0 2 農薬	A 農 薬	・毒物劇物販売業登録 ・農薬販売届
0 3 農業用機器	A 農業用機器		
1 7 印刷	0 1 一般印刷	A 平版印刷(軽印刷を除く)	
		B カーボン印刷	
	0 2 フォーム印刷	A 一般連続帳票	
		B OCR、OMR	
		C ICカード券面印刷、磁気カード等	ICカード製作全般は10-010A機械器具に該当
	0 3 特殊印刷	A シール印刷(シール、ステッカー、ラベル)	
		B 封筒印刷	
		C その他の印刷(グラビア、スクリーン)	
		D 地図	
		E 製本	
0 4 軽印刷	A 軽印刷		
0 5 青写真焼付・複写	A 青写真焼付、複写		
1 8 日用雑貨	0 1 日用雑貨	A 家庭用金物・荒物、清掃器材	
		B 塗料	
		C 石油・ガストーブ	
		D フェンス、金網	
		E 包装用品(段ボール箱等)	
		F 組立式物置	
		G 仮設トイレ	
1 9 標識・鑑札	0 1 標識・鑑札	A 金属標識・鑑札	
		B プラスチック標識・鑑札	
2 0 その他	0 1 模型	A 模 型	

*業務に関する届け・許可・免許等については、取扱う物品等により、必要な場合と必要でない場合があります。